

平成30年12月6日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 平成30年12月6日 午後3時18分
中会議室

2 閉会日時 平成30年12月6日 午後4時46分

3 委員氏名

(1)出席者

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 西 茂太郎 | 中野 喬輔 | 澁田 正明 | 渡 孝志 |
| 矢野 博昭 | 安武 泰正 | 篠崎 正信 | 安武 昇 |
| 宮本 重和 | 木村 一壽 | 長崎 隆児 | 原 月江 |
| 高原多恵子 | 阿部 茂典 | 渋谷 健一 | 渡 健一郎 |
| 安武 正一 | 青柳 茂 | 井上 英二 | |

(2)欠席者(1名)

青谷 富彦

4 議事に参与した者

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 牟田口政和 |
| 係長 | 藤本耕次郎 |
| 係 | 三原 昌代 |
| 農政係 | 小嶋 勉 |
| 農政係 | 松永健太郎 |

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条(委員会)

議案第2号 農地法第5条(知事)

議案第3号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)

議案第4号 古賀市農業振興地域整備計画の変更について

午後3時18分開会

○事務局長() 皆さん、こんにちは。現地確認、大変お疲れさまでございました。

ただいまから平成30年12月期定例農業委員会開会させていただきます。

まずは、出席委員の確認をさせていただきます。

現地確認冒頭にも御報告をさせていただきましたとおり、 委員が欠席の連絡をいただいておりますので、本日の出席委員は19名でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることをまずは御報告を申し上げます。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただきますことから、以降、議事進行については、 会長、よろしく申し上げます。

○議長（ 君）　こんにちは。現地確認、大変御苦勞さまでございます。

御存じのとおり、ことしは異常天候といえますか、12月に入っても、この温さ、野菜関係をつくられる方は大変じゃなかろうかと思っています。天候に負けないためにも、まず健康であつてもらって、農業を頑張ってもらいたいと。本日もよろしく申し上げます。

では、ただいまから12月期の農業委員会を始めさせていただきます。

.....
○議長（ 君）　では、本日の議事録署名委員、長崎委員と木村委員さんでお願いします。

.....
○議長（ 君）　では、やらせてもらいます。

平成30年第9回古賀市農業委員会定例総会議事日程を始めます。

日程1、議案第1号農地法第3条、申請番号12の18、事務局説明をお願いいたします。

○係（ ）　それでは、申請番号12の18について、御説明をいたします。

議案書の1ページをごらんください。

こちらの内容につきましては、申請人が申請地を親子間の生前贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくというものでございます。

まず、申請人について説明させていただきます。

譲受人につきましては、年齢は47歳、古賀市内で農業を行っております。

農業従事年数は20年ほどとお伺いしております。

現在の農業経営状況につきましては、水稻を作付されておられます。

農機具の所有につきましては、トラクター、田植え機、コンバインを各1台所有されております。

続きまして、位置図について御説明をさせていただきます。

2ページをおあげください。

県道筑紫野古賀線の新原南口交差点の南東に位置します 番の1筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明いたします。

この申請地に対する計画といたしましては、引き続き水稻を作付していくということでお伺いしております。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

こちら、現在、譲受人につきましては、2,920m²を経営されておりました、今回の譲受地につきましては、2,392m²ということで、あわせまして、50aを超えておりますので、5反要件を満たしております。

あわせまして、区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をいたしております。

説明については以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたけど、何か御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは、採決とらせてもらいます。農地法第3条の申請番号12の18に賛成されます方は、農業委員さんの方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく12の19番、申請番号、お願いいたします。

○係（ 君） 続きまして、申請番号12の19について御説明をさせていただきます。

今回対象の農地につきましては、薦野麦田ノ下、 の 番、畑1筆でございます。

今回の申請につきましては、申請人が贈与によって農地を譲り受けまして、農地として利用していくというものでございます。

譲受人につきましては、年齢は69歳、古賀市内で農業をされておりました、農業従事年数は約15年ほどとお伺いしております。

現在の農業経営状況につきましては、水稻を作付されておりました、農機具等につきましては、トラクターを2台、コンバイン、田植え機を各1台所有されておられます。

続きまして、位置図でございます。

位置図につきましては、3ページをおあけください。

こちら、大根川の下です。熊鶴橋の北東に位置します1筆が今回の対象地でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

現在、こちらの申請地につきましては、現在畑として野菜を作付されておられますが、今後の

計画としましては、果樹を栽培されているということでお伺いしております。

最後に、下限面積でございますが、今回の譲受人の耕作、経営面積が3万9,409m²で、今回譲り受ける土地が485m²ということで、50aを超えていらっしゃいますので、5反要件を満たしております。

あわせて、区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をいたしております。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたが、何か御質問ありましたら、事務局。

○係（ ） 申しわけありません。申請番号12の19で、説明について、訂正をお願いいたします。

先ほど譲受人の農業従事年数15年と申し上げましたが、40年の誤りでございます。大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

○議長（ 君） よろしゅうございます。

ほかにはないかね。—なければ、採決とらせてもらって、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、農地法第3条の申請番号12の19に対して、賛成されます方は、農業委員さんの方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく、農地法第3条の申請番号12の20番、事務局説明お願いいたします。

○係（ ） 申請番号12の20で御説明させていただきます。

今回の申請地につきましては、青柳古子、 、畑、1筆、1,756m²でございます。

今回の申請内容につきましては、親子間での生前贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくというものでございます。

まず、申請人について御説明をさせていただきます。

申請人は、今回、共用の2名で63歳、62歳、農業従事年数は、それぞれ38年、40年とお聞きしております。

現在の農業経営状況につきましては、軟弱野菜を作付されておりまして、農機具等につきましては、トラクター、軽トラを各1台、軽トラックを各1台を所有されておられます。

続きまして、位置図でございます。

位置図につきましては、4ページをおあげください。

こちら、石瓦にございます、須賀神社の北東に位置します、こちら1筆が今回の申請地となっております。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、引き続き野菜を作付されているということで、計画をされております。

最後に、下限面積でございます。今回の申請人作付面積が、耕作面積が8,206m²、今回譲り受けます土地が1,756m²ということで、50a要件を満たしております。

あわせて、区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をいたしております。

御審議のほどお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何かありましたら。——なければ、採決をとらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、農地法第3条の申請番号12の20番に対して、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、農地法第3条、申請番号12の21、事務局説明お願いいたします。

○係（ ） 説明させていただきます。申請番号12の21について御説明をさせていただきます。

今回申請地につきましては、川原の原、 の で、1筆の28m²でございます。

今回の申請内容につきましては、申請人が農地を購入し、周囲の農地と一体として利用していくというものでございます。

申請人について御説明をさせていただきます。

申請人の年齢は62歳で、古賀市で農業を行っておられます。

農業従事年数が45年ほどとお伺いしております。

現在の農業経営状況につきましては、水稻を作付されておられまして、農機具等につきましては、トラクター、草刈り機を各1台所有されておられます。

続きまして、位置図を御説明させていただきます。

5ページをおあげください。

県道筑紫野古賀線の町川原交差点北東に位置します、こちら黒い三角に塗っております、こちら1筆となっております。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、引き続き水稻を作付していくということとなっております。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の耕作面積は5,438m²、今回の申請地が28m²ということで、合計5,466m²となることから、50a要件を満たしております。

合わせまして、区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をいたしております。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 () 君) ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら。——なければ、採決とらせてもらって、ようございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 () 君) それでは、農地法第3条の申請番号12の21、賛成されます方は挙手で農業委員さんの方お願いします。

[賛成者挙手12/12名]

○議長 () 君) 全員賛成。ありがとうございます。

○議長 () 君) 続きまして、日程2番、議案第2号農地法第5条の申請番号12の13、事務局説明お願いたします。

○係 ()) それでは、議案第2号農地法第5条の許可申請、番号12の13について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、自己用住宅に転用するという内容でございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。

議案書の7ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、筵内にあります大根川にかかる太郎丸橋の北東に位置します1筆となっております。

次に、農地区分の御説明をいたします。

申請地の四方は全て他地目による分断があり、10ha未満の広がりであることから、第2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。

議案書の8ページをごらんください。

こちらに今回の自己用住宅建築に関する計画が示されておるところでございます。

まず、乗入口につきましては、北側の前面道路1カ所となっており、こちらから自宅への乗り入れを行います。

西側との境界にはブロックを新設し、南側、東側との境界には石積み擁壁を新設する計画となっております。

それでは、雨水、雑排水関係について、御説明をさせていただきます。

まず、雨水については、建屋の周囲に雨水樹を設け、北側に新設の集水樹を設置し、北側の道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係について御説明いたします。

汚水及び雑排水につきましては、敷地内に新設する污水管及び新設の公共樹を通じまして、北側前面道路の集落排水管へ排出する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をいたします。

議案書の9ページをごらんください。

今回は、B-B'断面については、別の土地になりますので、A-A'断面及びC-C'断面をごらんいただければと思っております。

まず、A-A'断面におきまして、最大54cmの盛土を行う計画となっております。

また、C-C'断面におきましては、最大37cmの盛土及び25cmの切土を行う計画となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明させていただきます。

今回は、無条件承諾ということで、平成30年11月22日付の承諾書の提出がっております。あわせて、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら。

○委員（3番 君） 区域委員の です。この申請につきまして、11月22日に筵内開発委員会を開きまして、雨水、污水関係につきまして、問題ないということと、隣地の承諾、承諾というか、何ら問題ないということで、地元の印鑑をつきましたので、審議のほうよろしく

お願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かないですか。——なければ、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは、農地法第5条、申請番号12の13に対して、賛成されます方は農業委員さん方挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。

続きまして、農地法第5条、申請番号12の14番、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ ） それでは、議案第2号農地法第5条の許可申請、番号12の14について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、自己用住宅に併設する資材置場及び駐車場に転用するという内容でございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。

議案書の10ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、庄にあります庄南区公民館の南西に位置します1筆でございます。

なお、点線で囲んでいる部分につきましては、他地目の併用地となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地の北側、西側、南側につきましては、他地目による分断がございますが、東側から北東側にかけて、農地の広がりがあり、10ha以上の広がりであることから、第1種農地であると事務局では判断しております。

第1種農地につきましては、原則不許可でございますが、第1種農地の例外規定について御説明いたしますので、お手元の資料、右上に資料と書いた書類があると思いますが、こちらの1ページ目をごらんください。

先ほど申し上げましたとおり、今回の申請地は、第1種農地の転用であり、第1種農地は原則転用不許可でございます。しかしながら、今回の申請は、他地目、農地以外の他地目、宅地2筆と一体として農地を利用したいという内容でございます。

こちら、括弧書で、農地の転用の不許可の例外と書いております。丸ポツが上下に2つございます。

まず、上の段でございますが、農地法施行令第11条第2項、第2項のカタカナのニと書いてある部分でございますが、こちらの波線部分でございます。こちらに、わかりやすく言いますと、

一体として開発する事業の目的に行うものであって、その目的を達成する上でこの農地を供することが必要であると認められるものであれば、不許可の例外に当たりますよと記載しております。

また、下の丸ポツでございますが、上の波線部分、農林水産省令で定めると書いておりますが、こちらの基準の内容であり、農地法施行規則第54号、こちらには、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る土地の面積の割合は3分の1を超えないことということが記載しております。これを一番わかりやすく書いたものが下の四角で囲んでおりますところに記載しております内容で、一体開発する申請地に対する第1種農地の割合が全体の面積の3分の1を超えないこと、こちらが不許可の例外であるという意味合いでございます。

1番下に記載しておりますが、今回の申請は、宅地が2筆と農地が1筆、合わせて3筆でございます。宅地部分の面積は、308.29m²及び261.15m²。今回の農地部分は165m²でございます。合わせた全体面積は734.44m²でございますして、全体面積の3分の1は244.81m²でございます。第1種農地の面積が165m²でございますので、この3分の1を超えていないということで、不許可の例外に当たると事務局では判断しておりますのでございます。

続きまして、議案書に戻ります。

計画図の御説明をさせていただきます。

議案書の11ページをごらんください。

こちら、赤色部分が農地部分、青で塗っております部分が宅地2筆部分と見ていただければわかりやすいかと思えます。こちら11ページには、今回の自己用住宅に併設する資材置場及び駐車場に関する計画が示されておるところでございます。こちらの一体開発でございますので、あわせてごらんいただければと思えます。

こちらの赤く囲んでおります農地部分への乗り入れにつきましては、一体開発する青色で塗っております宅地部分、こちらの西側道路1カ所からとなっておりますして、こちらの今回開発する農地部分であります駐車場及び資材置場への乗り入れにつきましては、こちらの青く囲んでおります宅地部分の北側、住宅の建屋のすぐ北側を通りまして、こちらの駐車場及び資材置場に乗り入れするという計画となっております。

南側につきましては、既設ブロックがございしますが、北側の水路側については、一部ブロックの新設を行う計画となっております。

それでは、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、赤色の農地部分をごらんください。

今回、開発する農地部分の資材置場及び駐車場につきましては、水勾配を設け、北側の既設水路へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係でございますが、汚水及び雑排水につきましては、資材置き場及び駐車場のため、原則発生いたしません。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。

議案書の12ページをごらんください。

先ほども申し上げましたが、今回は水勾配を設けるための転圧及び整地のみとなっておりますことから、切土及び盛土については発生いたしません。

最後に、地元水利承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は条件付承諾ということで、2点の条件が付されております。1、北側水路は農業用の水路であるので、酒、ケース等の飛散がないよう、フェンス等の処置をすること、2、水路への事業による排水は農作物に障害が起こることがないようにすること、以上2点の条件を付されまして、平成30年11月19日付の承諾書の提出がっております。あわせまして、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何か、 委員。

○委員（16番 君） の区域委員の です。

ただいま事務局より説明がありましたとおり、11月17日に庄の開発会議を行いまして、協議し相違ないことを確認し、署名捺印をしております。

審議のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま説明終わりましたけど、何か御質問ありましたら。ないですか。——ちょっと事務局いいですか。これは、車が通るのは通るんですか。住宅の左側というの。ある程度は。

○係（ ） ただいまの御質問にお答えをいたします。

議案書の11ページをごらんいただければと思います。

今回、建屋の北側の、ちょっと見づらくはなっておりますけれども、ちょうど青く囲んでおります宅地部分の北側に里道、そして、その南側に水路敷と書いてありますが、ちょうど左右のところに2.5mという幅を書いております。こちら通り抜けに関しましては、大型トラックでも最大幅が2.35mとなっておりますことから、こちらの乗り入れについては十分な距離があるものと判断しております。

以上でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かないですか。——なければ、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、農地法第5条の申請番号12の14に対して、賛成されます方は
挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 農業委員の方全員賛成でございます。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、議案第3号基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公
告）。

申請番号12の16から12の65まで、事務所説明をお願いいたします。

○農政係（ ） 議案第3号について御説明に入ります前に、今回議案第3号におい
て、 委員が関係者になりますことから、一時退席をお願いいたします。

〔 委員 退席〕

○農政係（ ） それでは、説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市町村は、農業委員会の決定を経て、農用
地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回議案上程いたしました。

今回、新規で11点、利用権設定の申し出と更新が41件っております。

それでは、利用権設定の新規申出について御説明いたします。

13ページをごらんください。

申請番号12の36、所在、青柳沖田、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が2筆、合計面積
1,775m²、貸付人、借受人については、記載のとおりとなっております。平成31年1月
1日から平成35年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号12の37、所在、青柳太田、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が
3筆、合計面積3,720m²、貸付人、借受人については、記載のとおりとなっております。
平成30年12月31日から平成35年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、14ページをごらんください。

申請番号12の38、所在、薬王寺麦尾、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積
2,559m²、貸付人、借受人については、記載のとおりとなっております。平成31年1月
1日から平成33年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号12の39、所在、薦野鳥居前、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が
2筆、合計面積2,594m²、貸付人、借受人については、記載のとおりとなっております。
平成31年1月1日から平成35年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

申請番号12の40、所在、薦野苦桃、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積1,062m²、貸付人、借受人については、記載のとおりとなっております。平成31年1月1日から平成33年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号12の41、所在、薦野苦桃、登記簿地目、現況地目、ともに田の筆が2筆、薦野大人、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、合計面積3,597m²、貸付人、借受人については、記載のとおりとなっております。平成31年1月1日から平成35年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、16ページをお願いいたします。

申請番号12の42、所在、薦野苦桃、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積1,970m²、貸付人、借受人については、記載のとおりとなっております。平成31年1月1日から平成33年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号12の43、所在、薦野苦桃、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が3筆、薦野大人、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、合計面積5,335m²、貸付人、借受人については、記載のとおりとなっております。平成31年1月1日から平成35年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、17ページをお願いいたします。

申請番号12の44、所在、薦野苦桃、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積2,003m²、貸付人、借受人については、記載のとおりとなっております。平成31年1月1日から平成33年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号12の45、所在、薦野苦桃、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が2筆、合計面積3,075m²、貸付人、借受人については、記載のとおりとなっております。平成31年1月1日から平成33年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

申請番号12の46、所在、薦野苦桃、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が2筆、合計面積1,072m²、貸付人、借受人については、記載のとおりとなっております。平成31年1月1日から平成35年12月末までの貸し借りとなっております。

申請番号12の47から、ページ飛びまして40ページの申請番号12の87までは、更新のため説明は割愛させていただきます。

以上、新規の利用権設定については、全て区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、新規受理しております。

御審議をお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら。

それから、先ほど、申請番号、私、間違えております。12の36から12の87で訂正お願いいたします。

何かありましたら。——なければ、採決とりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案3号の基盤強化法第19条の2、これに対して賛成されます方は、農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

〔安武正一委員 着席〕

○議長（ 君） 続きまして、日程4番、議案第4号古賀市農業振興地域整備計画の変更について、事務局説明お願いいたします。

○農政係（ ） それでは、議案第4号について説明させていただきます。

議案書の41ページをごらんください。

議案第4号古賀市農業振興地域整備計画の変更について。

1、計画変更の内容、除外。

整理番号2、申請者、 、区域番号、Bの3、土地の所在、大字青柳町字六ノ坪、地番、 番、地目、田、面積、185m²、用途区分、農用地、所有者、住所、古賀市青柳町、氏名、古屋善和、計画変更の目的、敷地の拡張、位置図42ページ、計画図43ページになります。

42ページ、ごらんください。

今回の申請地は、青柳町の六ノ坪にある古賀市立青柳小学校の北東に位置します1筆が農用地からの除外となります。

今回の申請人及び所有者は同一人物であります。

計画内容としましては、敷地の拡張であります。約数十年前に親族から相続を受けたときから現在の状況であります。

申請者は農業を営んでおらず、当該地が農地であるという認識がないまま利用していたと聞いております。今回、申請者が整理をしている際に、当該地が農地であることが発覚したと聞いております。

県とも、事前にこの案件については協議を行っておりますが、除外はやむを得ないとの意見を

得ております。また、他法令の調整についても、都市計画課の確認ができておりますことから、除外はやむを得ないと考えております。

議案書の43ページをごらんください。

計画図になります。全体の計画面積としましては、面積合計が185m²です。現地確認していただいたとおり、計画内容は敷地の拡張で、上にブロック塀、自家菜園等の計画になります。

水利についてであります。雨水については、既存の屋内敷地内の溜枳4カ所に放流します。また、生活雑排水につきましては建物が無いことから発生いたしません。また、切土・盛土についてもございません。

では、別にお配りしております資料を見ながら、除外のための5要件がクリアされているか、順にチェックしていきたいと思っております。

資料をごらんください。資料2ページ、ごらんください。

ここでは、農業振興地域の整備に関する法律第13条2項に該当する5つの検討要件が全て満たされているかを確認しています。

まず、第1号の申請地以外に代替できる土地がないこととなっておりますが、申請地は、古賀市都市計画上、市街化調整区域になります。申請者は高齢であるため、この案件について整理できればと考え、今回の上程になります。

また、申請者はこのほかに農地を所有しておらず、営農を行っておりません。今回の計画は、申請地以外の目的の達成はできないとの検討結果であります。

次に、第2号の農用地の集団性や周辺農地の支障がないかという点でございます。

3ページ、ごらんください。

こちらは古賀市の農振の現在の全体図面です。左下の赤丸です。これが申請地になります。

資料の4ページ、ごらんください。

詳細図になりますが、丸囲み内斜線部が申請地になります。

農用地の集団性を申し上げますと、農振計画で申し上げれば、今回の申請地については、南側に住宅、北側に農業用施設、東西に農地として田畑がありますが、縁辺部に位置し、農地を分断するものではありません。また、隣地の農地所有者からも承諾を得ており、申請地を除外しても、連たん性に支障はないと考えております。

次に、第3号の農用地の利用集積に支障はないかという点については、申請地の所有者が認定農業者ではなく、また、このほかに農地を所有しておりませんことから、申請地を除外しても、農地利用集積に支障はないと判断しております。

次に、第4号の水利など土地改良施設に支障はないかという点については、議案書43ページの計画図をごらんください。

申請地については、雨水については、計画図の下のほう、矢印方向に、南側に排水し、屋内、敷地内の溜枳4カ所に排水します。

敷地内の暗渠管の点線部分でございますが、大通り既存の道路側溝に排水するとなっております。

生活雑排水につきましては、建物の建築がないことから発生いたしません。

また、この際に地元水利組合長の署名捺印をいただいております、水利関連には支障がない説明の旨を受けておりますことから、支障はないものと判断しております。

次に、第5号補助事業を受けている場合は8年以上経過していることとあります。除外申請地は国・県などからの公共投資を受けている事例がないことから、第5号要件には該当しません。また、仮に除外されるとして、転用の見込みがあるかという点についてもございますが、今回の申請地については、農業委員会のほうに確認をしたところ、事務局では2種農地ではないかと考えていることから、転用の見込みがあると考えております。

また、今回の案件について、所有者より顛末書が出ておりますので、読み上げさせていただきます。

「顛末書。古賀市長殿、古賀市農業委員会会長殿。私が所有しています古賀市青柳町[]番[]については、約25年前に農地法の手続きをせず、農地以外として、これまで使用してまいりました。現在のような状況が約25年続いていますことから農地に戻すことは困難であります。農地における法律の手の必要性を知らなかったとはいえ、古賀市、古賀市農業委員会及び地元開発委員に対し、多大なる御迷惑をおかけしたことを深く反省し、今後このようなことがないようにしてまいります。

今後の土地の利用方法については、古賀市、古賀市農業委員会及び農業開発委員の承認を得ることが可能であれば、地目を変更し、現状のまま利用することとしております。

このたび申し出をさせていただきますので、何とぞ御配慮賜りますようお願い申し上げます。

簡単ですが、説明は以上です。

委員におかれましては、ここを農用地区域から除外していかどうかについての御意見をいただきたいと思っております。御審議のほどをよろしく願います。

○議長（[]君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたが、何かありましたら。

○委員（20番 []君） []の区域委員なんですけども、先ほど事務局から説明がありましたように、申し出については、相続を受けた10数年前から現在の状況にあったものです。申し出のことも、法律の手続を、さっきのおわび状でありましたように必要性を知らなかったと

いう経緯があったようです。現状の是正を強く希望したということなんで、地区開発協議会と協議を進めましたが、周辺農地に影響がないことや、申出人について十分反省しておるとというのが理由ということで、除外を事務局としてはいたし方ないというふうな判断になっています。しかしながら、今後の事例の先例となる可能性も十分ありますので、農業委員の皆さんにおかれましては、大変御迷惑をおかけしますが、十分審議されて、何とぞ御理解していただくようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。

委員さんは終わりましたが、事務局。

○農政係（ 君） 説明に対して少し補足させてください。

12月3日に事前審査会、6役のほうで現地確認をしております。そのときに、きょう委員さんから見ていただいた状況と若干異なります。異なる点としましては、ゴルフネットが張られていたことと、あと、今日下地は土だったんですけど、その下に芝が敷かれております。その状況を事前審査会で見ていただいて、6役からの意見としては、数十年前からの違反転用案件については県が原状回復難しいということは承知している。ただ、古賀市農業委員会として、これまでやってきた原状回復という状況もあります。そういうこともあるので、本人さんにもう一度、再度ですね、こういう経緯を踏まえてお話をさせていただけないかということでお話をしております。当日に。その中で、今回、本人様が自主的に芝の上、土ですね、それとゴルフネットを変えた状況になっております。

説明は以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかに何かありましたら。

○委員（5番 君） こういう場合のケースということですが、税法上でいうと現況課税ですけども、ここがそのまま田畑という農地課税なのか、宅地課税なのかということも、一つの判断材料としてできるんじゃないかと思うんですけども、事務局って、そういうところまで調べられるのかどうか、聞きたいと。

○議長（ 君） 事務局。

○農政係（ 君） 現況の課税の地目については、当時と一緒に田んぼになっております。

以上です。

○議長（ 君） ほかに何か。——いい。大体あそこやったら、基本的に言えば宅地課税なっとかんじやいかんじやないだろうか。

○農政係（ 君） 所管が違うと言えはそうなんですけど、一応、私が確認したところは

田んぼ課税になっているので、その件については、当該課について、もう1回確認をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ ） 済みません。ただいまの説明に少し補足をさせていただきたいと思っております。

転用及び除外の案件があった場合は、台帳について税務部局のほうへ閲覧をいたしますので、今回仮に除外申請が通った際は、市税部局のほうに情報を提供しておりますので、課税基準日が1月1日となることから、こちらの課税については、おおむね宅地課税になるのではないかとというふうな判断をしております。

以上でございます。

○議長（ 君） どうぞ。

○委員（3番 君） 今、顛末書ですか、あれで、原状復旧は難しいと書いてありましたが、今日見た感じでは農地にしてありますが、その辺はどんなふうにご考えてありますか。

○議長（ 君） 事務局。

○農政係（ ） 事務局としては、12月3日の現地確認の際に原状復旧は難しいということだったんですけど、相談されて、決められた部分で、本人様が行動、自主的に反省されて、今回こういう自主的に行ったという部分で、状態として、まだ変わらない部分、植木であるとか、ブロック塀というのは変わっておりませんので、それを含めると変わっているのと変わっていない分があると思います。

以上です。

○議長（ 君） ほかに何かありますか。

○委員（19番 君） 今回の場合は、いわゆる無断転用といえますか、違法な転用を追認するかどうかというところがポイントだと思うんです。ですから、農地法あたりでも、違反転用の場合でも、罰則規定とかも、規定条文あるわけです。ですから、これを安易に認めるということもいかなものかという面もありますし、逆に、もう、ここまで、20数年前までさかのぼっての話でございますので、いたし方ないというふうに考えるかどうか。非常にちょっと悩ましいような案件でございますので、今後、こういった案件も当然出てくる可能性ありますので、しっかりとした慎重審議が必要やないかというふうに思います。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かないですか。——確かに、あの状況の中においては、長年の違反転用ということはやむを得ないんですけど、ただ、古賀市として、今まで過去の違反転用は、ある程度の原状回復

をお願いしていています。それを見てから、今回も一部をしているんだらうかということをお願いしたんですけど、あの面積でなかなか難しい場所であったんですけど、きょう、ああいう見に行って、ああいう原状回復されておったということは、一つの農業委員会からの申請という、要望というものは成果が上がったんじゃないかならうかと思えます。今後、やっぱり、違反転用に関しては、ある程度、威厳を持って、委員会としても進めていきたいと思えます。

また、今後そういうふうな扱いに対しては、研究会か何かで立ち上げてもらって、今後どういうふうにやっていくかということをお大事やなからうかと思っています。それを考えながら進めていかんと、今、まともに出してくると大変なことになるんじゃないかならうかという気持ちもあります。現況の中において。確かに厳しいこと言うんで、2回も3回もやり直しさせたところもあります。過去は、それを、なら、あげんしたんじゃ、そのままほたっといういいんかというのも、これも問題でありますし、やはり、今後の問題なってくると、やはり、ここで、はい、そうですかって決めんで、今回の場合、いたし方ないと思うんでしょうけど、実質、どっちかの、第3研究会ありますから、第1研究会にするのか、第3にするのか、あるいは6役中においての特別委員でつくって、役員ですか。そういうことを今後やりながら、今後の明文化していかんと古賀市は進まんんじゃないかならうかと思っています。そういうわけですれば、今回の分は、やぶさかでもありますが、これはいたし方ないかならうかというところで案件を通したいと思えますが、いかがなものでしょうか。

○委員（18番 君） やっぱ、先ほど委員が言うたことと、今、会長も提案というか、みんなに呼びかけをされとうように、多分、新しい委員は、どげやろうかっていうような分は率直な感想かならうかと思っておりますけど、多分、今から先もどんどん出て、あんどきはいたし方ないで、もう、ああやって、隣が家で、四方塀がブロック塀がついてあったら、もう、本当はあれも真砂入れて大変やったろうねと思うけど、土入れときゃいいっていうように、また情報なりが流れたときは、何でうちんとだけ厳しいとかって、絶対、今後も出てくると思うんですよ。だから、ある程度、研究会なり何なり、今時間の許す限り各委員の意見を言ってもらって、それを今後にしっかりライン引きですか、はしていかと、やっぱ、また3年たって、委員が（「変わる」と呼ぶ者あり）うん、変わったときに、また、どうしようかってなるけん、ある程度はもう基準を決める時期やないかならうか、私は率直に思うんです。

以上です。

○議長（君） ありがとうございます。

今、委員から提案がありましたけど、簡単でいいですけど、ある程度、ここで、事務局さんが意見を言われたこと、あと、まとめることできる。箇条書きでもいいから、こういうこと。誰が何を言ったか関係なしに、こういうこと言われた、こういうこと、こういうことということ、書いて

て控えてもらえれば、その研究会で、その話をできると思うから、それ、できますかね、そういうこと。

○係長（██████） 控えることはできます、はい。当然、議事録を作成いたしますので、当然それをもとに話し合いをさせていただくのが当然かなと。こちらとしても当然すべきだろうと思っています。

○議長（██████君） 時間ちょっとかかるかもしれませんが、せつかくの今日出た案ですから、今日中に、きょうそのうちに、わずかでも結構ですから言ってもらえれば、あと、まとめたいと思いますが、きょうまとめるのは無理やろうけど。難しい。

○委員（15番 ██████君） この対象の方、█████さんは、別にこれをここの敷地を売るわけやないわけでしょう。

○議長（██████君） 今のところですね。

○委員（15番 ██████君） そのままでいいんでしょう。なら、税金上が今度は上がるということだけでいいですか。上がりゃあ、もう、どうもならんとですけど。今言われたように、懸念がある分はあるから、別に、これ判断を伸ばしても、（笑声）問題はないですね。その後、委員会か何か立ち上げてもらうて、判断してもらうて、出すということもできるんじゃないか。

○議長（██████君） たしか、ここは面積が細かくていいんですけど、今まで過去、大きいところは、2反から3反の農地をさせましたからね。さっき言われたように、最初冒頭に言われたように、やれ、土を入れかえれ、田を起こせ、稲つくれ、何か植えるまでさせましたから。

○委員（20番 ██████君） 違反者には、そういうふうに厳重指導をされたんですか。

○議長（██████君） 事務局。

○係（██████） ただいまの質問に農業委員会の立場として、お答えをさせていただきます。

違反転用につきましては、農地法51条に記載しております原状復旧というのが基本的なスタンスではございますが、農業委員会側に、それを、原状復旧命令を出す権限がないということをご認識いただきたいと思います。この原状復旧命令を指導できる立場につきましては、許可権者である福岡県知事でございます。よって、先ほどから、いろいろ皆さん御意見等いただいておりますが、原状復旧というのを農業委員会から必ず行うことはできないと。よって、あくまで、今まで指導の中でお願いをしてきたという経緯があるということをご認識いただければと思います。

以上でございます。

○議長（██████君） はい、どうぞ。

○委員（2番 ██████君） ということは、この委員会、こういうふうに議論をし合っ

る。その意義というのがよくわからないんですが、当然これは具申という形でしょう。結論を出さなければいけないという、そういう意味もないと思うんですけど。いや、今、事務局が言った原状回復するにしても、何にしても、農業委員会からの命令というのはできない。できないけど、今までの形として、何かとってもらわんと、この違反転用というのは、これ犯罪ですよ。はっきり、そういうふうに言っている県もあります。だから、それに対して、何らかの形をとってもらわんと、農業委員会としても、考え方また結論の出し方っていうのがないと思うんですけど。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ ） ちょっと私の回答が誤解を生むような内容でありましたら、お断わり申し上げますが、今、私が申し上げました内容については、農業委員会が何も指導しないということをつたつもりでは決してございません。そして、その指導の中で、あくまでお願い、指導の範囲ではございますけれども、その中で基準をつくるというような意見をいただきましたので、そちらの基準等については、今後どういうふうにあるべきかということ、今後の検討会等で考えていくべきだということ、先ほど議長から提案があったのではないかなというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（ 君） はい、どうぞ。

○委員（5番 君） これについては、罰則というのはないわけですね。

○議長（ 君） はい、事務局。

○係（ ） 罰則規定については、農地法51条に記載しております内容がございます、懲役刑もしくは罰金刑というのがございますが、こちらについても、過去に県のほうと協議をしてまいっております。この懲役刑でございますとか、また、罰金刑を科すに当たりましては、必ず、福岡県知事、許可権者であります福岡県知事が原状復旧命令を書面等で通知を行った上でしないような事例がない限りは、こちらの罰則規定については、福岡県警としては運用することができないというふうな過去聞き取りを行っております。

以上でございます。

○議長（ 君） なら、言いにくいでしょうが、休憩に落とします。

午後4時17分休憩

午後4時40分再開

○議長（ 君） では、再開します。

計画変更の内容、除外に対して、整理番号2番に対して、ほかに何か御意見ありましたら。――事務局、ほかに何かないですか。――なければ、採決とりたいと思いますが、よろご

いますか。

○委員（5番 ■■■■■君） 採決とられるに当たって、こういう事例がいろいろと原状復旧なり、やっぱり、安易にという言葉が出ていますから、農業委員会として、過去の事例も含めて、そういうような形のものを採決の附帯として、今後そういう基準づくりまでいかないでしょうけども、年を追うごとに、やっぱり、判断基準というのは変わっていくと思うんです。それぞれ、状況等もありましようから。だけど、そういうのが作成するといえますか、ある程度、そういう中でやっていくというものの附帯があれば、採決でいいんじゃないかと私自身は思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（■■■■■君） はい、どうぞ。

○委員（19番 ■■■■■君） 私も同じような意見なんですけども、市町村においては、強制権を持つようなやり方はできないだろうと思うんです。知事の許認可ですから。ですから、市町村としては何らかの形で指導、行政指導、こういったものは、いわゆる任意の協力を求めると、こういったものの指導要綱みたいなものを十分研究していただいて、これは多分全国レベルで、市町村関係調べていけば、いろいろなものが出てくる可能性あると思いますので、そういったものをまとめていただければなというふうに思います。

○議長（■■■■■君） 事務局。

○事務局長（■■■■■） 事務局で違反転用に関する考え方がありますとか、農業委員会の取り組みについては、改選前の前の組織のときにいろいろ研究を積み重ねたものもございまして、新しい新体制になってからの皆さん方には、そのことについては提示をしてないというところもございまして、早速そういったことでの御意見を踏まえまして、研究の参考の資料として提示をさせていただきたいというふうに思っております。

その中に、事務局にネットワークというところの縛りで、とりわけ、福岡県内の状況をアンケート形式で、違反転用に対して、どのような、例えば、原状回復でありますとか、こういった取り組みをやっていますかというふうなアンケート形式で御協力をいただいたという経緯がございまして、こういったものも御提示したいというふうにも思っておりますし、先ほどお二方委員の方が言われたものについては、事務局としても、今後、御相談があった場合は、一つの指導の考え方として、非常にありがたいというか、助かる部分でもございまして、当然、違反転用については許されるものではないというふうな認識があるものの、どこまで強制力、あるいは、指導の範囲というのは非常にデリケートな部分だというふうにも思っておりますので、ここの部分については、農業委員会、あるいは、その農業委員会事務局一体となって仕組みづくりを早急に進めていくというのが課題としてあるのかなというふうに思っておりますので、ぜひ、当委員会で研究に向けて進めていければいいかなというふうにも考えるところでございまして。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かないですか。

○委員（8番 君） 私たちも今回初めて農業委員させていただいて、私も行政、市役所勤めたわけでもないですし、農業ばかりしてきた中で、こういう案件を聞かされて、ああ、こういうことがあったんだというのが初めてわかったわけですが、この中で手を挙げて、賛成だ、反対だというようなことが言えないわけですが、やはり、もう少し、さっきから言われますように、そういう事例なりを聞かせていただいて、判断をさせていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかには。——ないようですので、とめたいと思いますがよろございますでしょうか。

この案件、今、案件じゃありませんけど、こういう案件は今後出てくると思います。過去もいろいろあったと思います。そういう中において、当委員会として、一矢の方針を持っていたいと思いますので、委員会を立ち上げた中において、6役の中で協議をするのか、第1研究会とするのか、第2研究会とするか、わかりませんが、一緒になった中で、こういう案件分の処理の仕方、対応の仕方を研究してみたいと思いますので、立ち上げてもらうという方向で行きたいと思っています。

ただ、この案件に対しては、議案第4号の整理番号2に関しては、いろいろありましようけど、曲がりなりにも原状回復してもらったということで案件を通したいと思いますが、よろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なら、そういうことで、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

これで議案を終わります。

午後4時46分閉会